

# 駿河土産 卷二

駿河土産卷之二

目録

- 一 駿府にて或時、御医師衆へ命八食に有といふ世話詞を御尋の事
- 一 権現様駿府に御座被遊候節、阿部川町遊女殊外繁昌ニ付、町奉行彦坂九兵衛江被 仰付之事
- 一 駿府にて御伽衆の内より頼朝公の噂咄し仕候付、 上意之事
- 一 駿府御城内にて、若き御番衆寄合、座布(ざしき)相撲取居候処へ 権現様被為 成 上意之事
- 一 駿府にて御足袋箱の事
- 一 駿府にて或時御伽衆京都にて雷落候御嘶し申上候付、 上意之事
- 一 京都大仏殿炎上の義ニ付、淀殿より
- 一 江戸表 御台様 江御頼の事
- 一 権現様御隠居前、御旗本中外様の大名家迄被 召仕やうの義を 秀忠様 江被 仰遣候事
- 一 秀頼伏見の城にて討死の諸侍の首 実検ニ付 御不審の事

駿河土産卷之一

一 権現様駿河御城内に於て、少々御不例の義有之候処に、早速御快然被遊候節御脈被相伺候医師衆へ被仰候八、御気分も御快御覚へ被遊、第一御食事御すゝ三被遊候旨 上意有けれ八、御医師衆いづれも承り、夫八御一段の御事ニ御座候命は食に有と申候へ八何より以て目出度御事に御座候、と被申上候へ八御聞被遊、命八食に有といふ事をはその方共八いかゝ心得居候や、たとへは当暮産れの子に乳をのませ候とも、過不及無之様にと有るおやとも的心得なくて八かなわす、惣して人八朝夕のみ喰ふ物が大事成るといふ心にてなきかと上意有りけれ八、御前伺公(候)

の御医師衆いづれも承り御尤至極なる御上意に御座候、命は食に有と申義を只今まで悪ふ了簡仕罷有候と被申上候となり  
右のおもむき八 権現様駿府におゐての 上意にて、その砌より御当地迄も人々とりさた仕候由、今時の咄しに八右の趣を 大猷院様岡本玄治へ被仰聞候 上意と申ふれ候へともそれ八相違のよしなり  
一 権現様駿府へ御隠居被遊候以後、阿部川町の傾城御城下へ近く候ニ付、御旗本の若き衆中遊女町へかよひ候とのとり沙汰有之候ニ付、其せつ駿府の町奉行彦坂九兵衛、阿部川町を二、三里はかりも遠所へ引移し申度旨

権現様へ被申上候を御聞被遊、九兵衛を御前へ被為 召御意被遊候八、当所の町人ともを二、三里もへたてゝ遠方へつか八し候て八いかゝあるへくや、と御尋につき、九兵衛被承左様御座候八、売買の障と罷成、町人ともいつれも迷惑を可仕と申上候へ八、重て 上意被遊候八、その方義八阿部川町を二、三里も遠処へ引移し可然と申候由御聞被遊候阿部川町に罷有候遊女とも八売ものにて八無之候や、売物八諸色一やうの事なるに、左様に遠所へつかわし候て八、阿部川町の者共か渡世のいたしかたもこれなきはつの義なり、たゞいままでの所にさし置候やうに、と被仰付候とかや、その後八阿部川町の繁

昌日頃に倍し、御旗本中勝手衰微の族多く出来候由風聞有之候となりその秋にいたり九兵衛を被為 召この間は町方にておとりを仕るこへ御城内へも相聞へ候、御覽被遊度思召候あいた、帯・手拭やうのものまても新に支度いたすにおよばす、有合の衣服にて御城内へ躍りを入させ候やうにと被仰出候間、するが惣町を三ツに割り支度を調べ御城内へおとりを入、御らんこそなへ候所に、おとり・はやしかたのものまてに握り赤飯・御酒なとまで被下置、三か夜のおとり相済候、以後九兵衛を被為 召、阿部川町のおとり八いかゝいたし候やと御尋に付御こたへ申上候八、阿部川町八遊女町の義にて御前へかわら者を差出し候儀

いかゝとそんし相除き不申付候由申上候へハ  
御聞被遊、御年よらせられ候てハ女子とも  
のおとりをこそ御覧なされたく被

思召候へ、木男はかりのおとりハさのミおもし  
ろくおほしめさゝるとの 仰に付、それ  
より俄に阿部川町へもおとりをさし  
出候様にと有之ニ付、阿部川町中一  
組の大おとりを用意あり、来る幾日の  
夜と相定り候処に、惣遊女ともの中にて  
その比人のもてはやし候名ある女とも  
の義はその名を書留め差上候やうにと  
有之、その夜おとりの中休ミの節に  
いたり右書付に入たる遊女ともの義は  
御板ゑんのうへ江上ヶ置候やうに有之、吉人  
宛御前へ被 招呼めいゝの名までも  
御聞被遊、おとり相済帰り候節ハ

次の間にて、へきに置たる御菓子をと  
頂戴いたさせ候とて福阿弥小こゑになり  
申渡しけるハ、此の以後若し御指人にて  
被 招呼寄候義も可有之候間、左様相心得  
罷有候やうにと銘々へ申聞候となり、こ  
とりさたかくれなく聞へ渡り候ニ付右

御前に罷出候遊女ともの義ハいつれか御目  
にとまり、ふと可被 招呼とはかりかたき也  
左様のせつ御尋に付てハ何事をか  
可申上候も、きつかいを以て歴々の阿部川  
町かよひひしと相止ミ候となり

一 権現様駿府御城にて御夜詰のせつ  
御伽の衆の内より、右大将頼朝公の儀ハ  
かたのことくなる名大将のやうに申ふれ候  
へとも、平家追討のせつ名代として  
さしのほせられ候殊更軍忠などを

尽され候参河守範頼・伊豫守義経  
両人の舎弟達を誅戮被致候と有八よろ  
しからぬ事のやうに取沙汰仕候と被  
申上候へ八、権現様御聴被遊、外に  
めんくの方へ御向ひ被遊、いつれもいか  
おもひ候やと 上意に付、誰々も右に申  
上たる仁と同意の旨御請被申上候所に  
被 仰出候八、其方共か存寄八世上にて  
判官鼻肩とてうば、かゝ共の寄合て  
茶のミ雑談する事にて、一向用に立ぬ  
比判(批)といふ物也、源頼朝公八天下をとら  
れたる人なり、惣して天下をも配する  
ものゝ事八代々も譲り渡すへきと思ふ  
惣領の子共の外には、次男・三男といふ  
こともなく、ましてや兄弟などゝて外に  
立置儀にて八これなし、親族のよしミたる

を以て大身に取立、国郡の主と八なし置と  
いへとも外々の大名に少もかわることとて  
これなし、さるによつて其面々も猶  
更身をへり下り、別而 公儀をうやまひ  
万事つゝしみてこそ可然義なるを  
さもなくして親族顔をいたして  
我俥を働き、法外の仕方におよぶと、いかに  
子や弟なればとて見のかし聞のかしに  
はかりいたし置て八外々の諸大名とも  
への仕置も相立さる義なれ八、依怙  
鼻肩をはなれ、相当の仕置に申付ると  
有も、天下を取ものゝ心得のひとつなり  
但し不行義・不沙汰といふはかりの義ならば  
身上を果し、流罪などに云付てもこと  
すむへきなれとも、既に逆心と云にいたり  
て八死罪におこのふより外の義八これなし

世の治乱を考へて民安堵の義をはかる  
かゆへなり、列国の大名の心得と天下をも  
とるものゝ心得とハ、大きに其かわり有る  
こと也、頼朝公のあしきといふにてハ有へ  
からすとの 上意にて有之しとなり

一 権現様駿府に御座遊候節、御城内にて  
若き御番衆より合、座布相撲を取居  
申所へふと被為 成候に付、俄にうるたへ  
押をつふし平伏いたされ候処に

権現様被 仰付候ハ重て相撲をとり候  
節ハたゝミを裏かへして取りたるかよきそ  
福阿弥か見候ハ、畳のへりかそんじ候とて  
腹を立へきそと有 仰まてにて  
御しかりの 上意とてハ御座なく候へとも、諸  
番頭中、右の次第を聞およひ其後ハ  
座布相撲停止に被申渡候となり

一 権現宮駿府の御城に御座被遊候節  
大御奥に御足袋箱と申て二ツ有之、吉ッ  
にハ新敷御足袋を入置、一度も被為召候  
てよこれ候御足袋をハ別の箱に入置、その  
ふるき御足袋の中にてうすよこれに  
見へ候を二・三足ほとツ、又もとの箱へ御入させ  
置被成、其外ハすてよと有之 上意にて  
下々の女中わけとりに仕ると也、右の箱の  
内へ残し置たる御足袋を被為 召候義にてハ  
無御座候へとも、古き御足袋とてのこらす  
捨ましとの思召に候由、御帷子などに御あせ  
付候へハ、すゝかせよとの 上意にて、せんたく  
いたしたる御かたひら有之候へとも、被為

召たるやうハ無之候となり  
一 権現様駿府に御座被遊候節、御夜詰に被  
召候衆中、この間上方より罷下り候者の

物語仕候八、京都上立売辺の町屋へ神鳴

落候而家内の者六人程あやまちを仕り

その内二、三人ばかりも即座に相果候よし

前々も雷の落候義度々有之、其節にも

人損し候儀も有之候へとも吉人か式人の

事ニ御座候、この度八その家内に有合候程

の者とも八残りなく雷にうたれ申候

二付、いかさま何その罰にても有之候やと

専ら取沙汰仕候と申上候へは、権現様

被 仰候八、それ八一間なるせはき所へ寄り

集り居たる所へ落かゝりたるゆへのこらす

あやまちをいたしたるものなるへし、何の

罰にても崇りにてもあるへからず、との

上意にて御三人の若子様方へ御附置被

遊たる面々を被 招呼、向後雷のつよく

鳴候せつ八御三人の御子様方を御一所に

置不申候やうにと被 仰出候と也

一 京都大仏殿炎上の以後、秀頼卿の御母義

定殿より江戸 御台様御方へ御内々

を以て御頼被遊候八、京都大仏殿本

尊はかりの義八、秀頼より再興あられ

候義にて、既に其沙汰不被及候所は

受負候(請)鑄物師ともの不調法にて鑄形

より出火いたし、いせんより有来殿閣共に

焼失に及ひ候二付、秀頼建立には成り

兼候間、関東より御合力に預り度由に付

江戸表におみて義(議)せられ、かれこれと

御相談なと有し、幸ひ其節御用の儀ニ

付本多佐渡守駿府へ被罷越候に付

大体を 権現様の御聴にも御達候様ニ

と有之二付、駿河におみて御用のつみて

佐渡守右の趣を被申上候へ八、 権現様被



仰候八、淀殿義八女義の事也、將軍にも  
その方などのよき手にて左様なる筋なき  
義を我らへ云聞ことある八沙汰のかきりたる  
儀なりとの 上意にて、流石の佐渡守も  
大に当惑いたされ被居候ところに、重て  
被 仰候八、その方なともとくと了簡  
いたして見候へ、南都の大仏の事は  
聖武天皇の 勅願を以て本尊堂共ニ  
建立あられたるとの義なり、然るところ  
源平取あひのせつ、平の中將重衡兵火  
を放て堂を焼失す、然るにおゐて八時の  
天下取の義なれば、右大將頼朝公より  
建立可被致義なるを、俊乗坊と文覚と心  
を合て諸国を勧進して建立を遂たる  
となり、聖武天皇勅願の大仏殿をさへ  
頼朝公八かまひ不被申候と見へたり、まし

てや京都の大仏と有八、太閤秀吉か  
物数奇を以て建立いたし置れたる義  
なれば、親父の志を相立候て秀頼の  
建立可被致候八格別 將軍よりかまひ  
可被申ことにはあらざるよし、その方江戸へ  
歸り候八、 將軍へ可申達との 上意にて  
おなしく仰出され候八、大仏の事はかりに  
かきらす、惣して御本國中八古来より  
の由緒有堂社仏閣といふか数限りも無  
之儀なり、その由緒をさへ云立れ八ことく  
く取あけ、修復建立等不申付候ては  
不叶といふ事にて八有へからず、幾重ニも  
用捨勘弁の有へき義也、ましてや寺  
社等を大小によらず新に建立なと、有  
義は必以て無益の事なるへしと  
將軍へ申達し、年寄ともへもよくく申

聞候様にとの 上意なりしとかや

一 権現様御隠居前、 秀忠様へ被 仰候八

旗本御味方のめんくへ御目をかけられ

御念頃に被 召仕義を肝要に可被思候

おなし大名といふ内にも、三河以来御当家

の御取立に預りたる筋目のめんくへ八格別

古来より国郡の守護と備りたる外様

大名の義は、我等か家を大切と思ふを以て

何方へなりとも強き方へ付て弱きを捨る

と有八古今の定りことなり、それを不届と

いふへきことに八あらず、そのはつの義なりと

心へ候へと被 仰候とそ

一 関ヶ原の砌九月廿四日大坂表へ

秀忠様御越被遊候刻、大名分のめんく

十六頭被 召連候と也、大坂へ御着陳被遊

候やいなや城中へ御使を被立、今度伏見

の城にて討死を遂る鳥居彦右衛門尉

元忠・松平主殿守家忠・同五左衛門の者共

の頭を当地へ取寄、実檢可被致なとく

有之上八一乱の義、秀頼企とあるに紛

無之二付、御攻殺可被遊との御口上に依て

城中大きにおとろき、秀頼の母義淀殿

御請被申上候八、秀頼いまた幼年の事二

候へ八、一乱の企の義八申におよはず頭実檢の

義も毛利輝元・其外奉行ともの

仕業にて候、秀頼の存たる義にて八

無之旨たんく御詫言のおもむき

秀忠様より京都へ被 仰越候所に

権現様御聞濟被遊、秀頼の儀御宥免

あられ向後の義八御蔵米七拾万石ツ、

あておこなひ候旨被 仰出候となり

夫迄の義八諸家の旗をも張たて

一戦の支度に有之候所に右のとをり  
秀頼安堵の義を被仰出候、以後諸  
手ともに持旗等をおさめ休そく  
仕りしと也